

# 生命の線引き論を自然物の権利思想と人間の 権利思想の両者から考える

幸 順子・村上 哲生・河口 尚子

## A Study on Drawing the Line of Life Considering the Differences between the Rights of Nature and the Rights of Human Beings

Junko YUKI, Tetsuo MURAKAMI and Naoko KAWAGUCHI

### 1. はじめに

#### (1) 問題の所在

環境学や自然保護の場面において「自然物の権利」という語が用いられるようになってきている。しかし元来この「権利」という語が用いられてきた人間の権利に関わる分野（社会政策・社会福祉・法律・心理学・哲学等＝以下、人間の権利思想という）と、意味するところは異なっているように思われる。また自然物と人間の権利を包括する今日的課題として、「自己の意思を示すことが困難な存在の権利」の問題がある。この課題について自然物の権利思想と人間の権利思想の両者から考えることで新たな可能性を探る。

#### (2) 研究目的

根本課題として生命の線引き論を取りあげる。この問いをかかげることは、野崎<sup>1</sup>が指摘する通り、「<人間>について問うことの可能性と危うさ」をもっている。この問いが発せられる以上、考えていかなければならない問題ではある。一方で社会がメンバーシップの境界線を規定することは、「<人間>の境界を、ひいては<私たち>とは誰かを問うということには、必ず排除の要素が組み込まれてしまう (p12~13)」点も確かであり、この問いが発せられる状況そのものが重度障害者にとって権利が保障されていない状況だといえる。本研究では重度障害者を社会の完全な一員として位置づけることを目的として、これをテーマとしている。

人間と自然の間の「線引き」がどのように考えられてきたのかについて、自然物の権利思想と人間の権利思想の両者から議論されている内容について考察する。それにより、この課題を考える上で有効な新たな枠組みを見出したい。

#### (3) 研究の視点と方法

自然物の権利と人間の権利に関わる思想において生命の線引き論の主な文献を読み、概念整理を行う。それぞれの思想のもつ意義と問題点を検討するために、それぞれの思想の関係性の解明を試みる。具体的には鍵となる幾つかの概念を軸として、比較検討する。

## 2. 自然物の権利思想と人間の権利思想をめぐる状況

自然物の権利に関する思想において「自然物の権利」を巡り、シンガーの「人間中心主義」から「人間非中心主義」への転換を主張する議論が現れた。一方、ストーンの「樹木の当事者適格」は、法的な自然物の権利を認め、自然保護を根拠づける思想として定着したが、人間と自然の間の「線引き」の問題については棚上げされた。

人間の権利に関する思想においても障害のある胎児など「自己の意思を示すことが困難な者の権利」を巡る議論がある。障害者運動や女性運動において、当事者の「自己決定権」が中心的価値となってきたが、「自己決定」の論理がかえって困難な状況を招いている。

### (1) 自然物の権利思想と人間の権利思想の共通性

環境と福祉の抱える問題点の共通性として、例えば、ともに現代の市場システムとは相容れないなどの見解は、両分野の研究者からそれぞれ指摘されている<sup>2 3</sup>。市場で処理できない環境問題や介護等の課題は、社会的な弱者や女性に転嫁され、新たな差別を生む。運動面において、ヴァンダナ・シヴァ<sup>4</sup>やワングリ・マータイ<sup>5</sup>等の第三世界の女性の活動は、環境保全と性差別への闘いが不可分のものであることを示している。1970年代にわが国の公害問題の一般化に先駆けた役割を果たした著作の一つであった有吉佐和子の「複合汚染」<sup>6</sup>の主題が、新聞連載中、公害問題から女性の政治参加へと変化してきたのも不思議なことではない。

近年、持続可能な福祉社会の実現に向けて、環境と福祉の課題を統合すべく試みが公にされるようになってきた<sup>7</sup>。資源の限られている環境と福祉との統合が果たして可能なのかという根本的な問いもなされている<sup>8</sup>。しかしながら環境と福祉の分野での共通の課題について、両分野での議論を整理、比較することは意義があるであろう。

環境の分野では、動物や自然物の権利が1980年代より注目されるようになってきた<sup>9 10 11 12 13</sup>。わが国でも現実に原告を動物とする訴訟が起こされるに至っている<sup>14</sup>。一方、人間の権利の面でも、重度障害者、胎児、認知症など自己の意思を示すことに困難がある者の権利をどのように考えるかは大きな課題となっている。

しかし、幅広い社会的な合意に至ることは容易ではない。人間の特殊性、尊厳性を強調すれば、人以外の生物の生存の権利とは異なった根拠が求められ、往々にして、それは人間とそれ以外の生物の差別へ、さらに人間による自然の収奪を正当化する意識に繋がる。一方、人間の権利を自然物まで広げていけば、実務的には、人間と動物とで一元化された権利の付与を巡る線引きの作業が必要となる。一元化された命の価値は、意思を示せない、痛みを感じない人間の生存の権利は、それらの機能を持たない生物に権利が認められないと同様に、剥奪しうるとの極端な結論も主張されている。

### (2) 自然物の権利を巡る議論のわが国への紹介

意思を表明できない自然物の権利に関しては、わが国ではピーター・シンガー<sup>10 11</sup>やクリストファー・ストーン<sup>12 13</sup>の著作により、よく知られるようになった。両者の考え方は、人間中心主義 (anthropocentrism) の自然観から人間非中心主義 (nonanthropocentrism) への転換に大きな影響を及ぼした思想として、アルネ・ネスのディープ・エコロジー<sup>15</sup>とともに、しばしば紹介されている<sup>16</sup>。本章では、両者の日本での紹介と、受容、批判の歴史について紹介し

てみたい。

シンガーによる動物にも権利を認める思想は、権利拡張を目指す人権運動を動物にまで拡大したものと理解されている<sup>17</sup>。性差別、人種差別が否定されてきたように、種による差別もまた克服されるべきであると彼は主張する。これは、アルド・レオポルド<sup>18</sup>やロデリック・ナッシュ<sup>19</sup>による議論を継ぐものである。もちろん全ての生物に人間と同等の権利が認められるわけではなく、シンガーは、ジェレミー・ベンサム<sup>20</sup>の権利拡大の議論を引用し、「苦しむことができるかどうか」を権利付与の条件とした。また、動物が苦痛を感じることができるかどうかの根拠も「私の娘が苦痛を感じることができると私が信じる根拠と同様のものである」と説明した。この極めて、明確、率直な提案は、その論理の欠陥、またその論理を人間生活まで敷衍した場合の不都合も明らかであったため、直ちに反論が公にされた。シンガーの著書の日本語版が出版された時点で、同書の訳者である戸田は、「感覚を持つ存在であることを重要な指標とするシンガーらの考えは、脳死状態や植物状態の患者さんや重度障害をもって生まれた人たちとの関係ではどのようにとらえたらよいのであろうか。<sup>9</sup>」との後書きを記している。

わが国で紹介された批判は、1) 権利を与えられる動物とそうではない動物を区別することは、新たな種差別主義の導入に他ならない<sup>20 21</sup>、2) 権利と義務は相互的なものであり、義務を履行できない動物に権利は認められない<sup>22 23</sup>、3) 自然物に権利を認めるアニミズムは人間性の否認につながる<sup>24</sup>などに整理されよう。また、批判は学術的な論争に留まらず、戸田の危惧の通り、1989年、いくつかの障害者団体により、ドイツでのシンガーの講演が妨害される事件（シンガー事件）にまで至った<sup>25</sup>。感情的な面でも、わが国での鯨・海豚漁に対する批判への反発に顕著に現れている。

一方、1990年に翻訳されたストーン<sup>26</sup>の「樹木の当事者適格<sup>12 13</sup>」は、訴訟手続きにおいて、訴訟後見人制度の活用により、自然物の権利の問題を解決しようとするものであると説明される。法人、自治体、国家などの無生物も権利保有人として扱われるように、自然物にも法的権利が拡張されれば、シンガーへの批判の一つであった権利主体性承認のための厄介な線引きの議論は不要となる<sup>26</sup>。我国でのアマミノクロウサギ裁判、オオヒシクイ訴訟等はその延長にあると考えられる<sup>16</sup>。

自然物を原告とする現在の裁判は、中世西欧の動物裁判<sup>27 28</sup>と混同されるかもしれない。動物裁判では、被告となった動物は、代訴人や弁護士を付ける権利や「未成年」や「母性」への配慮など、形式的には人と同じ権利が認められているものの、アニミズム信仰に基づくものであり、自然の権利裁判とは直接の関連はないものと考えられる。

ストーンや自然の権利裁判の論理に対しては、中世の動物裁判と混同した的外れな批判や、大方向を狙った運動だとの誤解などを除き、系統的な反論は少ないように思える。これは、法的な知識がなければ反論できない論文や訴状の形で議論が提示されていること他に、争点となりそうな権利の線引きを回避した、巧妙で実質的な論理であることの効果であろう。

### （3）人間の権利思想をめぐる状況

人間の権利においても障害のある胎児など「自己の意思を示すことが困難な者の権利」を巡る議論がある。障害者運動や女性運動において、当事者の「自己決定権」が中心的価値となってきたが、「自己決定」の論理がかえって困難な状況を招いている。線引き論自体がタブー視される一方で、現実では胎児が「物象化」され、「出生前診断」の常態化などが進んできている。現実で起きている線引きにたいして有効な枠組みは示されていない。

まず、障害者の権利について、「障害者運動」で取り上げられてきた課題を示す。

米国から世界に広がった自立生活 (Independent Living=IL) 運動において、障害当事者が主張したのは、「自己決定」を「身辺自立」より優位におくことであった。重度の障害により介助を必要とする状態であっても、自分で自分の生活を設計して地域で生活することができれば、それは「自立」であり、「自立生活」であるという主張である。自分自身が生活の主体者になること、つまり自律 (Autonomy) の確保こそが自立なのであるという考え方が提示された。それまで専門家が設定した「ADL (日常生活動作) の自立」という目標を達成することが自立と考えられてきたところから大きく転換し、障害者自らが自己決定することこそが自立概念の中心的要素とされた。

もちろん「自己決定」とはといっても、これまで身辺自立ができていないということを理由に、自己決定する機会をもたず、多くを他者に委ねてきた障害者が自己決定をすることはそれほど容易ではない。そこで自立生活運動では「自立生活プログラム」という、既に「自立生活」をしている先輩の障害者たちの経験を伝達し、自分の望む生活を具体的に考えたり、自分の意思を表明することに対する自信をつけたり、他者に自分の望んでいる介助の方法を伝える練習をしたりといった教育プログラムも同時に作った。これにより、多くの重度身体障害者が地域で暮らしていくことが可能になり、またリハビリテーション分野においても、その目標がADLからQOL (生活の質) に変換がなされるという大きな影響を与えた。

また自立生活運動の成果ともいえる「障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act)」では、障害者に対する機会の均等を求める法律が制定され、例えば図書館の入り口に段差があって車イス利用者が入れないとか、点字や手話で就職試験が受けられないのは差別に当たるとされた。社会のバリアフリー化によって、障害者の社会参加が促進されると考えられた。障害者運動において、「自己決定」は中心的な価値観として形成されてきた。

しかしながら、この「自己決定」について、重要性は認識しつつも、これを至上価値とすることへの問題性を、多くの論者が指摘している。星加<sup>29</sup>は、それが過度に価値化されることの抑圧性、「自己決定能力」の高低による選別・序列化の危険性、他者との関係性のもつ重要性が看過されてしまう可能性などを指摘している。田中<sup>30</sup>は、社会がバリアフリー化することによって、確かにより多くの障害者が労働市場に参加することになるであろうが、労働市場に参入できない重度知的障害者に対してはさらなる抑圧となる、またバリアフリー化によっても解消されないであろう障害者のもつ身体性がより本質化されてしまう危険性がある、重度知的障害者は自己決定の理念では存在承認されないと指摘している。

一方、女性運動・フェミニズムに関して、これまで女性の身体は、国家によって「産めよ増やせよ」と産む機械とされる一方で、人口抑制政策のもとで中絶が推進されるなどの統制にさらされてきた。また家父長制度のもとで、他者である男性によって支配され、女性には自らの身体についての決定権は与えられてこなかった。それゆえに女性運動は、まずは女性の自分自身の身体の自律と管理の権利として、望まない性行為を強要されない権利、望まない妊娠をしないための避妊手段の確保、やむを得ない中絶を可能にする権利などといった「自己決定」の権利の要求となった。女性の性と生殖に関わる権利は、個人の私的領域として侵害されないこと、国家からの干渉を受けないことをめざし、自由権の権利として要求がなされてきた。

その結果、女性の生殖にかかわる事項は私的領域とされた。一方で、安全な避妊の手段の開発は、医療技術と関係しており、生殖と医療技術との結びつきは強まった。

特に近年の生殖技術の進展で生じた課題は、女性の身体に関する「自己決定」の論理のもつ

ている、大きなディレンマ・隘路を提示しているように思われる。

生殖に関してさまざまな医療が試みられるようになってきている。非配偶者間の人工授精に始まり、体外受精・代理母などといった産むためのさまざまな技術が開発されてきている。産むことへの技術的介入は胎児や受精卵を選択する、産まれてくる子どもを選ぶという契機を産み出している。はたして女性の生殖への医療的介入が女性の自己決定権の促進につながっているのか検証が必要である。

ミース<sup>31</sup>は、女性の自己決定が「スーパーマーケットにおける選択の自由」にされてしまっていると指摘している。ミースは、女性の性欲に付属させている重荷を技術によって除去して、新たに男性のような「純粋な性的快楽」を享受できるようにすることが女性の解放といえるのだろうか、32と問うている。必要なのは、新しい技術ではなく、両性の新しい関係であり、そこでは性的快楽と重荷が平等に共有されることになる、と指摘している。

中絶権を自由権の枠組みではとらえられないということこそコーネル<sup>32</sup>は指摘している。コーネルの記者の後藤によれば、コーネルは中絶権を平等権として位置づけている。身体の私的所有から出発して自己決定権を主張するという考え方は、フェミニズムが批判してきた「女性の身体の容器扱い」に通じるために否定する。しかし自分の身体を自分<自身>だと感じることは肯定し、女性の<自己>と彼女の身体とが対立関係におかれることによって中絶のコンテクストが生じ、中絶は分裂した自己からの回復なのであって、「自己決定」ではないとしている。

羊水診断が普及し始めた70年代には、障害者団体である「青い芝の会」とウーマン・リブの女性団体の間で、中絶、特に出生前診断による障害胎児の選択的中絶をめぐる論争が繰り広げられた。

障害者運動と女性運動との論争の経緯を利光恵子<sup>33 34</sup>がまとめている。それによると、女性たちは、障害者との共闘の経験を踏まえて、「子どもの質を選ぶこと」と「子どもをもつことを選択」を明確に区別しようとし、子どもを産むか産まないかを決めることは、カップルそして女性の権利であるが、障害の有無で胎児を選ぶことは権利ではない。」という見解に至った。

しかしながら、1990年半ばからは、不妊治療に関連して、さまざまな先端的な生殖技術が行われ、その中で胎児の質を選ぶような技術も女性（およびカップル）の「自己決定」権によって容認されるという論理が出てきた。そこには、胎児を選ぶことに対する倫理的な葛藤という視点はない。

線引き論自体がタブー視される一方で、現実には「自己決定」の論理によって、胎児の「出生前診断」の常態化、「受精卵診断」による選別の広がりなどが進んできている。現実で起きている線引きにたいして有効な枠組みを示すに至ってはいない。

果たして、自然物の権利思想と人間の権利思想をめぐるこうした問題の解決に対して、どのような科学的アプローチが可能であろうか。

まずは、それぞれの類似点と相違点について検討してみる。

### 3. 自然物の権利思想と人間の権利思想の類似と相違点

#### (1) 人と自然の連続性

キリスト教的な自然支配の階級観、つまりアダムがイブを支配し、人間が自然物を支配するとの考えが、生態学的な危機の源にあるというWhite<sup>35</sup>の主張は、共感と批判の論議を巻き起

こした。人間と人間以外の生物との線引きについての教義は多面的に解釈されるものであり、聖書をテキストとして、人間支配を正当付けることも、否定することも、また折衷的に人間の役割をスチュワードと位置づけることも可能である。

線引き基準については、人間と自然物との権利の根拠は明確ではなかった。人間と、人間に近い動物との差異のあらゆる線引き設定は、すべて人間の一部を無権利にする結論に至る。公民権運動に始まる権利の拡大は、人間以外の世界に無条件に拡大できるものではない。

人間の権利に関しては、人と自然を区別する契機として「誕生」ということを提起している。加藤<sup>36, 37</sup>は、アレントの論考から、「人から人が生まれる」ということ、別の誰かから生まれたこと、別の誰かから生まれることは、「生殖=再生産」ではなく、全く新しいことのはじまりとしての「誕生」であるとす。アレントは「人間の複数性 (plurality)」という概念を用い、「人間であるという点で全て同一でありながら、誰ひとりとして、過去に生きた他人、現に生きている他人、将来生きるであろう他人と、決して同一ではない (p21)<sup>38</sup>」のであり、それはそれぞれの言葉や行為を通じて、他者に見られ聞かれる事を通じて現れるのだという。

## (2) 個と種

人間と自然物の権利の保護についての考え方の前提には、いくつかの相違がある。最も重要な点は、生存する権利を個体に依るものとするか、種 (species) に属するものとするかにある。例えばシカの食害への対策として、適当な個体密度に維持するための捕獲は、道徳的に認められるとする輿論が優勢である。適当な間引きは、その被害に遭ったシカの個体については、不幸なことではあるが、適当なシカの密度は、餌資源の持続的な利用を可能とし、地域の個体群の維持については有利なことである。原理的な反種差別主義者であっても、人間よりもはるかに簡単な体制の動物や、植物については、その権利を個体にまで拡大することに賛成することはないだろう。

一方、人間については、生存の権利は個体を前提にしている。食糧等の資源不足に対して、地域社会の共倒れを恐れ、子を間引いたり、社会の対外的な競争力を削ぐものとして、障害を持つ人を排除したりすることは道徳的に許されず、社会の利益の総和を最大化する目的で、個人 (Individual) の権利が侵害されることは認められない。過去にそのような事例はあるが、極限的な状況下の理性を欠く判断であり、そのような状態に至るまでに、いくつもの措置を講じることができるし、すべきと考えられている。

前述のシンガーの動物開放論は、個体を権利保護の対象としている。その点では、レオポルトの環境と生物共同体とを対象とした「土地倫理」との連続性は認められない。Callicott<sup>39</sup>は、倫理的人間主義 (人間中心主義) と人道的道徳主義 (動物解放主義) の2極対立ではなく、土地倫理に基づく環境倫理学を提唱している。その考え方では、究極的な価値は生物共同体にあり、個体の道徳的価値は、生物共同体の利益を基準に、相対的に決定される。共同体、または種単位の生存権の議論では、人間と動物の線引き論の厄介な議論を避けることができる。

## (3) 一回性・唯一性と代替性、独立性と部分性

では、人間と人間以外の動物とは何が異なるというのか。個体の保護と種のそれとを区別する生存権の考え方では容易である。動物の個性の価値は共同体の生存に優先することはなく、代替可能で、全体の一部分である。一個体の欠損は、同種により容易に代替される。さらには、ある種の絶滅が、系全体の変化に至らない場合もある。共通の資源を巡り絶滅した種にその利

用を独占されていた資源は、近縁の生態的要求を持つ種類にも使われる。分布域や個体数の制限は生理的なものではなく、生態的な条件によって決まっているためである。

一方、権利が個体に依る人間の場合は、代替不可能であり、個体の経歴は、全生物の全歴史の中の一回であり、唯一のものである。人間の相互の関係は、個体を基本にして結ばれるものであり、地域集団単位のものではない。人間がペットとして扱う動物については、個体が重視されるが、これは人間と人間との関係を、動物とのそれに投影したに過ぎない。特殊な生命観であり、人間と動物の関係を論じる場合、一般化・普遍化できない。

#### (4) 生命の物象化

環境学におけるアプローチは、生態学的な「関係性」をみていくにしても「物象化」が前提となっている。福岡<sup>40</sup>は、「世界は分けられないことにはわからない。しかし、世界は分けてもわからない」と近代科学の機械論的思考への批判的視点を提供している。それでも人為的にどこかで部分を切り分けて「物象化」して、その部分を評価・計測し、それぞれの関係をみていくという方法でしか、科学的アプローチは成り立たないとみなしている。

一方、人間の権利に関する思想においては、人間の生命を「物象化」すること自体の是非が問われている。

フーコー<sup>41</sup>は、近代において身体をめぐって生殖や誕生、出生率や死亡率、健康や公衆衛生、寿命等に介入し管理する生政治（バイオ・ポリティック）が展開されており、「生命」が政治の主要舞台となっていると主張している。イリイチ<sup>42</sup>は「生命」の神聖性をうたうことも、「生命」を物象化していることに違いはなく、生命倫理は人間が個人であるかないかを「生命」という偶像の量的な測定によってきめようとするものであると批判している。アガンベン<sup>43</sup>は、生命の線引き論自体、人間と動物との境界線を確定するということが政治的な操作であり、一種の「例外状態」、動物でもなければ人間でもない状態、を現実に生み出すと指摘している。規範を適用するためには、規範の適用を宙づりにして、例外を生み出すことが必要とされると指摘している。人間の権利に関係する思想においては、生命の物象化そのものが問題とされている。

さらに物象化された「生命」は制御の対象とすることができるが、「生命」の制御への欲求をどこまで認めていくのかという点でも、自然物の権利と人間の権利に関わる思想では違いが生じてくる。

人間の権利に関わる思想においては、生命の制御への欲求に疑問が投げかけられている。

生命を物象化し、自らの身体の私的所有を前提とした「自己決定」は、本当に「自己決定」といえるのであろうか。障害者運動、女性運動が訴えてきた、「自己決定」というのは、その背景に自己決定が保障されていない状況があり、そのような状況からの自由としての自己決定であるといえる。それまで障害者は自分自身のことであるのに、親・家族や専門家に決められてきた。「自己決定」はそのような状況からの解放、そこからの自由という文脈での自己決定を意味する。女性の「自己決定」について、両性の関係性が変わらないままでの女性の「自己決定」は、容易に女性個人に産むことに関わる責任を押しつける「自己責任」論に変質してしまう。個人の私的所有を前提にした「自己決定」では、「自己の意思を示すことが困難な者の権利」の問題は解決できないように思われる。

サンデル<sup>44</sup>は、「もし遺伝子革命によって、人間の能力や偉業の被贈与的性格に対するわれわれの謝意が蝕まれていくならば、我々の道徳の輪郭を形作っている三つの主要な特徴、すな

わち、謙虚、責任、連帯に、変容がもたらされると考えられる (p90)」と述べている。「われわれの天賦の才は偶然なのだという強固な念－誰一人自分自身の成功に対する完全な責任を有している者はいない (p96)」という生の被贈与性が社会連帯に結びついていることを指摘している。

また立岩<sup>45</sup>は、私的所有の本質的な正当性を棄却し、自己が制御しないことに積極的な価値を見出し、自己が制御できないものとしての「他者」の存在を享受しているのだと指摘している。

#### 4. 考察と課題

わが国の自然保護・自然物の権利の考え方は、シンガーによる個体を対象とした権利拡大の末に位置するものではなく、生物を地域個体群単位、種単位で生態系の構成要素として取り扱うものである。従って、個を対象とする人間の権利とは異なった考え方に立つ。

自然物の権利と人間の権利という課題は、見かけの共通性をもって両者の見解を相互に敷衍することには大きな問題がある。自己を主張する手段を持たない者の権利をどのように擁護するかは、表面的には自然保護活動や、障害者福祉の共通課題のようにみえるが、実は全く異なった対象を扱うものであり、異なった論理のものであるといえる。

本研究にて、自然物の権利と人間の権利に関わる思想について議論する中で、浮かんできた大きな考え方の相違としては、純粹に線引き論を考えることができるという見方と、線引き論の後ろに横たわる背景や文脈まで視野に入れないと正確に考えることはできないという見方の違いである。人間においては、どこからが人間であるのか境界線を引くという行為そのものが、政治的な行為であり、そこには、必ずなんらかの背景や文脈があるであろう。

シンガーの論考は、純粹に線引き論を追求したものであるといえる。シンガーの論考は、社会の中に根づいている価値観に沿って、原理的に極限までつきつめて考えたものであり、シンガーの論考によって、その価値観が顕在化されたといえる。シンガー自身がその結論をそのまま受け入れており、その後ろに横たわる価値観を自明視している事は問題であろうが、シンガーが原理的に突きつけた事で議論が深まった事は評価してよいと考える。

「権利の線引き」の問題について、議論を避けずに正面から考える事、また現実に起きている線引きの事例について、その背景・歴史的な文脈まで視野に入れて、議論を納得できるまでし尽くすことが必要であろう。

本研究は、名古屋女子大学平成21～22年度教育・基盤研究助成費「環境と福祉の統合－理念構築と地域事例の研究」の助成を受けた。

#### 参考文献：

- 1 野崎泰伸；生を肯定する倫理へ－障害学の視点から。 pp12-13. 白澤社 (2011)
- 2 バルマー, J. A.; グロ・ハーレム・ブランドラント. バルマー, J. A. (編, 須藤自由児訳)「環境の思想家たち下」 pp.220-234. みすず書房. (2004)
- 3 上野千鶴子；家父長制と資本制. 330pp. 岩波書店. (1990)
- 4 ヴァンダナ・シヴァ (熊崎実訳)；生きる喜び. 268pp. 築地書館. (1994)
- 5 ワンガリ・マータイ (小池百合子訳)；UNBOWNED へこたれない. 466pp. 小学館. (2007)
- 6 有吉佐和子；複合汚染. 512pp. 新潮社. (1979)



- 7 広井良典 (編)；環境と福祉の統合. 341pp. (2008)
- 8 最首悟；生あるものは皆この海に染まり. 新曜社 (1984)
- 9 シンガー, P.；倫理学と新しい動物解放運動. シンガー, P. (編, 戸田清訳)「動物の権利」pp.17-31. 技術と人間. (1986)
- 10 シンガー, P. (戸田清訳)；動物の解放. 353pp. 技術と人間. (1988)
- 11 シンガー, P. (山内友三郎訳 塚崎智監訳)；実践の倫理 (新版). 453pp. 昭和堂. (2006)
- 12 ストーン, C. (岡崎修・山田敏雄訳/島山武道解説)；樹木の当事者適格 自然物の法的権利について. 現代思想, 18 (11), 58-98. (1990)
- 13 ストーン, C. (岡崎修・山田敏雄訳)；樹木の当事者適格 承前. 現代思想, 18 (12) 217-228. (1990)
- 14 中島清治・籠橋隆明・鎌田邦彦；現行自然保護法と自然の権利. 山村恒年・関根孝道 (編)「自然の権利」pp. 191-234. 信山社. (1996)
- 15 Naes, A.; The shallow and the deep, long-range ecology movements'. Inquiry, 16, 95-100. (1973)
- 16 石川徹也；日本の自然保護. 260pp. 平凡社. (2001)
- 17 海上知明；環境思想. 289pp. NTT出版. (2005)
- 18 レオポルド, A (新島義昭訳)；野生のうたが聞こえる. 370pp. 講談社 (1997)
- 19 ナッシュ, R. F. (松野弘訳)；自然の権利. 431pp. TBSブリタニカ (1993)
- 20 岡本裕一郎；異議あり！生命・環境倫理学. 290pp. ナカニシヤ出版. (2002)
- 21 高田純；環境思想を問う. 206pp. 青木書店. (2003)
- 22 井上達夫・川本隆史・佐倉統；リベラルなエコロジーをめざして. 現代思想, 18 (11), 166-187
- 23 加藤尚武；環境倫理学のすすめ. 226pp. 丸善. (1991)
- 24 バスモア, J. (間瀬啓允訳)；自然に対する人間の責任. 岩波書店. (1979)
- 25 土屋貴志；『シンガー事件』と反生命倫理学運動. 『生命倫理』第4巻第2号 (通巻第5号). 1994年10月. pp.45-49 (1994)
- 26 関根孝道；米国における自然の権利の展開. 山村恒年・関根孝道 (編)「自然の権利」pp. 119-189. 信山社. (1996)
- 27 奥本大三郎；虫の春秋. 253pp. 筑摩書房. (1989)
- 28 池上俊一；動物裁判. 234pp. 講談社. (1990)
- 29 星加良司；障害とは何か. 生活書院 (2007)
- 30 田中耕一郎；連帯の規範と〈重度知的障害者〉-正義の射程から放逐された人々、『社会福祉学』50 (1), 82-94 (2009)
- 31 Mies, M.; Self-Determination: The End of a Utopia? Vandana Shiva & Maria Mies eds "Ecofeminism" (Zed books (1993) 翻訳 マリア・ミース 後藤浩子訳；自己決定-ユートピアの終焉?. 『現代思想』1998. 5月号
- 32 ドュルシラ・コーネル (後藤浩子訳)；寸断された自己とさまよえる子宮. 『現代思想』1998. 5月号, (1998)
- 33 利光恵子；日本における受精卵診断の認可枠組み転換の背景. 『Core Ethics』vol.5:229-240 (2009)
- 34 利光恵子；日本における受精卵診断をめぐる論争 (1990年代) ——何が争われたのか. 『Core Ethics』Vol.4. 立命館大学大学院先端総合学術研究科. 2008年3月. pp.193-211
- 35 White, R.; The Historical Roots of Our Ecological Crisis. Science, 155, 1205-1210pp (1967)
- 36 加藤秀一；〈個〉からはじめる生命論. pp.213-222. NHKブックス (2007)
- 37 加藤秀一；〈生む自由/生まれる自由〉のためのノート. 『自由への問い8 生-生存・生き方・生命』所収. pp.87-115. 岩波書店 (2010)
- 38 アレント, H (志水速雄訳)；人間の条件. 21pp. ちくま学芸文庫 (1994)
- 39 Callicott, J.B.；The Ever-robust Wilderness Idea and Ernie Dickman. Wild Earth. Aug.31 (1979)
- 40 福岡伸一；世界は分けてもわからない. 275pp. 講談社現代新書 (2009)
- 41 中山元；フーコー入門. ちくま新書 (1996)
- 42 イリイチ, I (桜井直文監訳)；生きる思想-反=教育/技術/生命. 298pp. 藤原書店 (1991)
- 43 アガンベン, G (岡田温司・多賀健太郎訳)；開かれ-人間と動物. 平凡社 (2004)
- 44 サンデル, M；完全な人間を目指さなくてもよい理由-遺伝子操作とエンハンスメントの倫理. ナカニシヤ出版 (2010)
- 45 立岩真也；唯の生. 筑摩書房 (2009)

**Summary:**

This study pursues the ontological theme that how our society defines human life and what are the differences between the rights of human beings and the rights of nature.

The purpose of this study is to promote the rights of people who have difficulties in indicating their intention.

This study investigates major literature relating to the rights of nature (animals) which are mainly from environmental studies and the rights of human beings which are mainly from social science (social policy, social welfare, law, psychology and philosophy).

By the comparative analysis, four axes are significant; 1) The continuity between human and nature, 2) Individuals vs. species, 3) Uniqueness vs reproducibility, and independence vs partiality, 4) Materialization and objectivization of life.

In conclusion, the rights of nature are based on the philosophy of environmental protection and generates with reasons and backgrounds different from those of human beings. These differences need to be recognized.

**Key words:** life, rights, animal liberation, disability, deep ecology